

令和8年 第8回大崎町農業委員会定例総会議事録

議事日時

日 時 令和8年8月20日(木) 午前9時

場 所 庁舎第2別館 2階会議室(旧共催組合)

出席者 【農業委員】

1番 新宮委員、2番 肥後委員、3番 東委員、4番 豊住委員
5番 宮迫委員、6番 下橋委員、7番 平野委員、8番 大野委員
11番 二見委員

【最適化推進委員】

1番 徳重委員、2番 平田委員、3番 古屋敷委員、4番 有村委員
5番 北村委員、6番 田中委員、7番 中尾委員、8番 春田委員
9番 田畑委員

計 18 名

事務局 松元事務局長、山野参事、西村次長、隈本主査

開 会 会長あいさつ及び経過報告

7/21(火) 新規就農者励ましの会

7/23(木) 大隅地区農業委員会連絡協議会総会(鹿屋市)

8/5(水) 8月常設審議委員会、第2回臨時理事会(鹿児島市)

開 議 第1. 会議録署名委員の指名(3番 東幸二委員、4番 豊住秀史委員)
第2. 議案第43号 農地利用最適化推進委員候補者の評価・選考について
第3. 議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について
第4. 議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について
第5. 議案第46号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について
その他

開 議

事務局長 おはようございます。定刻より少し早いですが、皆様おそろいのようなので、始めさせていただきたいと思います。ただいまから令和8年第8回大崎町農業委員会定例総会を開会いたします。それでは、会長からあいさつと経過報告を申し上げます。

会 長 おはようございます。委員の皆様、本日もお忙しい中、また大変暑い8月定例総会へご出席頂き、誠にありがとうございます。まだ定員には達しておらず、これから都度補充されていくこととなりますが、まずは、新しく農業委員並びに農地利用最適化推進委員にご就任された皆様、誠におめでとうございます。大崎町の農業の未来のために、この重責を引き受けてくださいました事に、心より感謝申し上げます。今、私達の農業は、高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加といった課題に直面しております。同時に将来にわたって、この残された豊かな農地を守り、次の世代へしっかりとひきつないでいく、重要な役割を果たす事が私達の責務です。新体制となった農業委員会が、地域に寄り添い、信頼される組織として、活動してくだ

さいます様、よろしくお願い申し上げます。それでは、経過報告を致します。7月21日 令和8年度新規就農励ましの会、7月23日 大隅地区農業委員会連絡協議会総会（鹿屋市）、8月5日 8月定例常設審議委員会・第2回臨時理事会（鹿児島市）、以上の会に出席して参りました。それでは、会議に入ります。まず会議録署名委員の指名を行います。3番〇〇〇〇委員、4番〇〇〇〇委員に、お願い致します。本日は、議案第43号から議案第46号までを議題と致します。開けて頂きまして、1ページ、総会審議内訳表でございます。許可区分、申請件数のみ読み上げます。3条4件、5条1件、農地バンク法による農地中間管理権の設定22件、合計27件でございます。2ページ、議案第43号「農地利用最適化推進委員候補者の評価・選考について」を議題と致します。3ページ、農地利用最適化推進委員候補者名簿でございます。事務局の説明をお願いします。

〇〇〇〇 議案第43号「農地利用最適化推進委員候補者の評価・選考について」、大崎町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則により、今回1名を候補者として推薦いたしました。不足している大崎・大丸地区の1名になります。なお推薦する候補者は、7月17日と22日の大崎町農業委員会農地利用最適化推進委員の選考委員会が審議し、推薦しています。農業委員会の総会でご審議いただき、決定することになっておりますので、説明させていただきます。1番〇〇〇〇氏でございますが、現在70歳で、居住は〇〇集落となります。農業の概要としては、果樹経営を行っております。自らの応募になります。以上、候補者の説明を終わります。評価・選考をよろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の案件につきまして、何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。ただ今の案件につきまして、承認してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 （挙手）

議 長 挙手多数。よって農地利用最適化推進委員候補者の評価・選考につきましては、承認いたします。暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

（〇〇〇〇氏の辞令交付式 以降総会参加）

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。4ページ、議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。5ページ、審議番号1番の調査報告を〇〇委員お願いいたします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号1番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇都〇〇市の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんで、認定農業者ではありません。主な経営作物は、水稻です。申請地は、横瀬字蛭子〇〇〇〇 田 1筆 1,026㎡です。申請理由は、渡し人の農業廃止と非農家によりまして、受け人が経営規模拡大をするものです。3条申請に至った経緯ですが、利用権設定が終了しまして、そのタイミングで購入すると聞いております。あと〇〇さんと〇〇さんの関係ですけれども、〇〇さんは〇〇さんのお兄さんと聞いております。次に調査内容についてご報告いたします。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人、妻の2名です。農作業技術力は、農作業歴50年とあります。機械保有はトラクター2台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラック1台と十分です。通作距離は、自宅から1km、車で3分です。4

議	長	審議番号1 番につきまして、何かご質問はありませんか。
委	員	なし。
議	長	なしということであります。審議番号1 番について許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。
委	員	(挙手)
議	長	挙手多数。よって審議番号1 番につきましては、許可といたします。審議番号2 番の調査報告を事務局お願いします。

第3条申請、審議番号2番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんです。請け人は、〇〇市の〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇さんで広域認定農業者です。主な経営作物ですが、飼料用のとうもろこし、そして牛5,000頭を飼育しています。申請地ですが、岡別府字五鴨〇〇〇〇畑 1筆 7,990㎡です。申請理由としては、譲渡人の非農家により、受け人が経営規模拡大するものです。次に調査内容についてご報告します。1号全部効率利用用件でございます。農作業従事者は、役員2名、常時雇用47名の49名です。農作業技術力は、農作業歴8年とあります。機械保有につきましては、トラクター8台、パワーハロー3台です。通作距離についてですが、〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇から30メートル、徒歩で1分のところにあります。4号農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、集団化への影響はございません。水利事業等への参加については、協力しますとの事でした。農地法第3条第3項農地所有適格法人関係ですが、譲受人は農地所有適格法人なので、該当はいたしません。以上のことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないと判断しました。許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議	長	審議番号２番について、何かご質問はありませんか。
委	員	なし。
議	長	なしということであります。それでは審議番号２番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。
	員	(挙手)
委	長	挙手多数。よって審議番号２番につきましては、許可といたします。審議番号３番の調査報告を〇〇委員をお願いします。
議		

〇〇委員 第3条申請、審議番号3番について調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇県〇〇市の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんで、認定農業者ではありません。主な経営作物は、ゴーヤです。申請地は、野方字差尾〇〇〇〇 畑 1筆 2,533㎡です。申請理由は、親族間の贈与です。次に調査内容について報告します。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人の1名です。農作業技術力は、農作業歴30年とあります。機械保有は、トラクター2台、耕運機1台、トラック1台、軽トラック1台と十分です。通作距離は、自宅から3km、車で5分です。4号農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化へ

の影響はありません。水利作業等への参加については協力しますということでした。以上のことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号3番について、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。
議 長 なしということであります。それでは審議番号3番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)
議 長 挙手多数。よって審議番号3番につきましては、許可といたします。審議番号4番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号4番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇県〇〇市の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇地区の〇〇〇〇さんで、認定農業者ではありません。主な経営作物は、甘藷ということですが、今回の畑には、イチジク、ブルーベリーの苗と残りのところに店で使うレタスとキャベツを作りたいということでした。申請地は、永吉字茶屋場〇〇〇〇畑 1筆 1,071 m²です。申請理由は、譲渡人の要望により、譲受人が経営規模拡大をするものです。次に調査内容についてご報告します。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人、父、母の3名です。農作業技術力は、農作業歴15年とあります。機械保有は、トラクター1台、田植機1台、トラック1台と十分です。通作距離は、自宅に隣接しており、徒歩で1分です。4号農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとの事でした。以上のことから農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号4番について、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。
議 長 なしということであります。審議番号4番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)
議 長 挙手多数。よって審議番号4番につきましては、許可といたします。6ページ、議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。7ページ、審議番号1番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 第5条申請、審議番号1番について、調査結果を報告いたします。受け人は、〇〇地区の〇〇〇〇さんです。渡し人は、〇〇県〇〇市の〇〇〇〇さんです。申請地は、大崎町永吉字茶屋場〇〇〇〇畑 1筆 669 m²で、場所は資料2の現地資料1の1から2を見ていただきたいんですけど、〇〇の〇〇〇〇の隣の敷地になります。申請目的は、駐車場でございます。それでは許可判定に基づいて説明いたします。農地区分は、第1種農地、集落接続施設と判断いたしました。続いて一般基準です。雨水は自然流加です。土砂の流出防止対策として、申請地の奥の方が先ほど3条申請でございましたけれど息子の〇〇さんが購入ということでございまして、親子間で話をして対策をするということでした。またお店と申請地の間の農道につきましては、農道側にもし流出した場合はブロックを積む方向で検討しますという事でした。日照、通風ですが、とくに問題はありません。隣接地の所有者への説明

は、説明済みという事でした。通路は、道路に面しているため問題ありません。資力は、通帳の預金残高で確認済みです。信用は問題ありません。後ろの方に始末書が添付されておりますが、これは所有者の了解を得て令和5年ごろから臨時の駐車場として利用されていたという事で添付されております。以上のことから、特段の問題は無いと判断し、許可相当と判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号1番について、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。
議 長 なしということであります。それでは審議番号1番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)
議 長 挙手多数。よって審議番号1番につきましては、許可といたします。8ページ、議案第46号「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について」を議題と致します。9ページ、農用地利用集積等促進計画(案)総括表でございます。事務局の説明をお願いします。

〇〇〇〇 議案第46号「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について」、9ページ、農地中間管理権の総括表です。始期が令和8年11月1日、期間は5年と10年です。中間管理権の設定面積は、田が23,364㎡、畑が101,772㎡、計125,136㎡でございます。設定する者が22名、耕作する者20名でございます。10ページから13ページが内訳です。資料3で法人関係の資料を添付しておりますので、ご参考にしてください。以上、中間管理権の設定につきまして、ご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 10ページ、連番1番から連番21番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委 員 なし。
議 長 なしということであります。連番1番から連番21番までを許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)
議 長 挙手多数。よって、連番1番から連番21番までは許可といたします。11ページ、連番22番から連番42番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委 員 なし。
議 長 なしということであります。それでは、連番22番から連番42番までを許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)
議 長 挙手多数。よって、連番22番から連番42番までは、許可といたします。12ページ、連番43番から連番63番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委 員 なし。
議 長 なしということであります。連番43番から連番63番までにつきまして、許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)
議 長 挙手多数。よって、連番43番から連番63番までは、許可といたします。13ページ

ジ、連番 64 番から連番 75 番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委員
議長

なし。

なしということであります。連番 64 番から連番 75 番までにつきまして、許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委員
議長

(挙手)

挙手多数。よって、連番 64 番から連番 75 番までは、許可といたします。連番 76 番から連番 80 番までは、〇〇委員の案件でありますので、〇〇委員の退室をお願いします。

(〇〇委員退室)

議長

それでは、連番 76 番から連番 80 番までについて、一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委員
議長

なし。

なしということであります。それでは、連番 76 番から連番 80 番までを許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委員
議長

(挙手)

挙手多数。よって、連番 76 番から連番 80 番までにつきましては許可といたします。

(〇〇委員入室)

議長

最後のページになります。休会中の報告（あっせん関係）であります。事務局の説明をお願いします。

〇〇〇〇
議長

休会中の報告についてです。空いているのが 1 番、2 番です。

〇〇〇〇

〇〇委員、あっせん状況の報告をお願いします。

1 番の〇〇〇〇さんの分ですが、前回事務局からもらった文書をみれば、令和 8 年の 5 月 31 日まで、前の方が借りておったような状況でした。現地を見に行ったらここ数年作ってないようで、荒れていました。なので以前の耕作者に田を使える状態に戻してもらうように事務局にお願いしてもらいました。田が使える状態になってから、またあっせんをしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長
〇〇委員

〇〇委員、あっせん状況の報告をお願いします。

2 番の畑ですけど、事務局の情報と〇〇委員からの支援を受けまして、数件あったんですけど、今のところいい情報はありません。今後とも継続して行きたいともいます。

議長
委員
議長

その他、何かご意見ご質問はありませんか。

なし。

よろしいですか。以上をもちまして令和 8 年第 8 回大崎町農業委員会の定例総会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

議 長

3 番委員

4 番委員